

貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金
(使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程

令和2年6月24日

(通則)

第1条 貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業)交付要綱(20190228財資第2号。以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、パシフィックコンサルタンツ株式会社(以下「PCKK」という。)が行う、経済産業省からの交付要綱第3条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

第3条 PCKKは、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業)(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてPCKKが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は様式第1による補助金交付申請書にPCKKが定める書類を添付して、PCKKが別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 PCKKは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、PCKKは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 PCKKは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 PCKKは、補助金の交付が適当でないときと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 PCKKは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかにPCKKに報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第8条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめPCKKの承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第11条の規定に基づき速やかにPCKKに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、PCKKが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、PCKKの指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、PCKKが第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、PCKKが第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、PCKKが指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第8項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、PCKKが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめPCKKの承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第5項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、PCKKの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業終了後、PCKKの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第7条 第5条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をPCKKに提出し、その承認を得なければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入

札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、PCKKの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 PCKKは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はPCKKから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（計画変更等の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をPCKKに提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（2）補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

（3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 PCKKは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 PCKKは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（債権譲渡の禁止）

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をPCKKの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 PCKKが第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がPCKKに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、PCKKは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がPCKKに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）PCKKは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) PCKKは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、PCKKが行う弁済の効力は、PCKKが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をPCKKに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、PCKKが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業経費の使用状況報告書をPCKKが要求する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び検証結果について、PCKKが別に定める期日までに、様式第7による補助事業実施状況報告書をPCKKに提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の実施状況報告を停止するときは、あらかじめ様式第8による補助事業実施状況報告停止承認申請書をPCKKに提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又はPCKKが定める期日のいずれか早い日までに、様式第9による補助事業実績報告書をPCKKに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由により様式第9による補助事業実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめPCKKの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第14条 PCKKは、補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 PCKKは、補助事業者から第13条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めたときは、補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による補助事業交付金額確定通知書によ

り補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（補助金の支払）

第16条 PCKKは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算払請求書をPCKKに提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 PCKKは、第9条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくPCKKの処分又は指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5）補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 PCKKは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- 4 PCKKは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 5 PCKKは、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 6 PCKKは、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（1）返還すべき補助金の額

（2）加算金に関する事項

（3）納期限

- 7 補助事業者は、PCKKから第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第13による補助金返還報告書にて報告しなければならない。

- 8 PCKKは、補助事業者が、返還すべき補助金を第6項第3号に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第18条 PCKKは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 PCKKは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第13条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

3 PCKKは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をPCKKに納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、PCKKが別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による補助事業財産処分承認申請書をPCKKに提出し、その承認を受けなければならない。

4 PCKKは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、PCKKの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前

に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他の必要な事項)

第25条 PCKKは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びPCKKが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はPCKKが別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

別 表

補 助 事 業		補助率	補助金 上限額
補助対象 経費の区分	内 容		
設備費	クラウド型スキャンツールの導入に要する経費（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）	1/3以内	15万円※

※補助金上限額は、1事業場当たりの金額とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様式第1)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

申請者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助金交付申請書

貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費の総額 円

(2) 補助対象経費の総額 円

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額及び補助対象スキャンツールの型式等 (別紙による)

4. 補助事業の開始及び完了予定年月日

(1) 開始年月日 交付決定年月日

(2) 完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

(1) 補助対象事業者であることを証する地方運輸局長等が交付した認証書 (写) 又は指定書 (写) 若しくは認定書 (写)、また、自動車整備士を該当施設に配置されている場合は、地方運輸局長等が交付した整備士合格証明書 (写) 若しくは整備士手帳 (写) であって、補助対象設備を設置する事業場のもの。

(2) 補助事業に要する経費の見積書 (対象機器のメーカー名・名称・型式・品番・ソフトのバージョンが明記されているもので、補助対象経費・対象外経費が明確に区分されているもの。消費税別表示であること。)

(3) 法人にあつては役員名簿、個人事業者にあつては申請者情報 (別紙2)

(4) その他PCKKが指示する書面等

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(別紙)

【補助対象スキャンツールを設置する事業場】

事業場	認証・指定 ・認定番号 または、 整備士 合格証書番号	設備を設置する事業場名	所在地（現住所）
事業場 1	号		〒
事業場 2	号		〒

【補助対象スキャンツールの型式等】

事業場	メーカー名/コード	名称・型式/コード	品番/コード	ソフトのバージョン/コード
事業場 1				
事業場 2				

(注) 【補助対象設備一覧】に記載の無い設備については、製造・販売事業者の会社概要及び当該スキャンツールの型式等が補助対象機器等であることが確認できるカタログ等を添付すること。

【補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額】

(単位：円)

内訳	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業場 1			1 / 3 以内	
事業場 2			1 / 3 以内	
合 計				

(注)

- (1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
- (2) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を下回る場合の補助金の額欄に記載する金額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (3) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を超える場合の補助金の額欄に記載する金額は、150,000円とする。

【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

【通知書等送付先宛名】

住所（申請者と異なる場合のみ記入）		
〒		
法人名	担当部署及び役職	担当者名

(様式第2)

令和 第 年 月 日

殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助金交付決定通知書

下記1の補助金交付申請書をもって申請のありました経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金については、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、次の補助金交付申請書に記載のとおりとします。

提出日 令和 年 月 日

文書番号 第 号

申請書名 令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助金交付申請書

2. 補助金の交付に係る交付決定番号、補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

交付決定番号 第 号

(単位：円)

事業場	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業場1				
事業場2				
計				

(注) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を超える場合の補助金の額は、150,000円。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。

(1) 補助事業者は、法律、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業)交付規程(以下「交付規程」という。)、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、交付規程第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、パシフィックコンサルタンツ株式会社(以下「PCKK」という。)に速

やかに報告すべきこと。

- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、交付規程第8条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめPCKKの承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第11条の規定に基づき速やかにPCKKに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、PCKKが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、PCKKの指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、PCKKが交付規程第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、PCKKが交付規程第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、PCKKが指定する期日までに返還するとともに、同条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第8項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、PCKKが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめPCKKの承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第20条第3項及び第21条第5項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、PCKKの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業終了後、PCKKの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、交付規程第17条第4項の規定による補助金等の返還、交付規程第17条第5項の規定による加算金の徴収及び交付規程第17条第8項の規定による延滞金の徴収
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

5. その他、PCKKの付した条件を遵守しなければなりません。

（備考）用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※P C K Kの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第3)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金
(使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付申請取下げ届出書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業)交付規程第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 交付の申請の取下げ理由

4. 取下げられた交付の申請に係る補助対象経費

補助対象経費 円

【本取下げ届出に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業)は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第4)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業計画変更承認申請書

下記3をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業計画を下記のとおり変更したいので、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 対象となる事業場の名称 (事業場1 :)
(事業場2 :)

3. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

4. 変更の内容 (事業場1 :)
(事業場2 :)

5. 変更の理由 (事業場1 :)
(事業場2 :)

6. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額 (別紙による)

(注)

- (1) 中止又は廃止若しくは承継に当たって中止又は廃止若しくは承継後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- (2) 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額

(単位：円)

事業場	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	交付申請額	変更差額	変更後の金額	交付申請額	変更差額	変更後の金額		交付申請額	変更差額	変更後の金額
事業場 1										
事業場 2										
合 計										

(注)

- (1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
- (2) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を下回る場合の補助金の額欄に記載する金額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (3) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を超える場合の補助金の額欄に記載する金額は、150,000円とする。

【本補助事業計画変更承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(様式第5)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業事故報告書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の遅延等について、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日
3. 対象となる事業場の名称 (事業場1 :)
(事業場2 :)
4. 事故の原因及び内容
5. 事故に係る金額 金 円
6. 事故に対して採った措置
7. 事故が補助事業に及ぼす影響
8. 補助事業の遂行及び完了予定日

(添付書面等) 事故の内容等が確認できる書面等

【本補助事業事故報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第6)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業経費の使用状況報告書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 補助対象経費の使用状況

(単位: 円)

補助対象経費の区分	補助対象経費		
	交付決定額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
設備費			
合 計			

【本補助事業実施状況報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第7)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金
(使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業実施状況報告書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 事業場の名称 事業場1 () 事業場2 ()

4. 補助事業の実施状況の概要

5. 検証結果

(1) 検証方法

(2) 検証期間

事業場	検証開始日	検証完了日	完了済は チェック
事業場1	令和 年 月 日	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>
事業場2	令和 年 月 日	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>

(3) 検証内容、データ

(注)

- (1) 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にする。
 - (2) 説明上必要な資料を適宜添付すること。
 - (3) 検証内容、データについてはPCKKが別に定める実施状況報告(総括表)に記載して添付すること。
- (備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業)は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第8)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業実施状況報告停止承認申請書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況に係る報告の停止承認を受けたいので、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 対象となる事業場の名称 ()

4. 実施状況報告停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5. 実施状況報告停止の理由

6. 今後の見込み

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第9)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業実績報告書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業が完了しましたので、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の報告 実施状況報告 (総括表) による
 2. 補助金の交付決定番号、交付決定年月日及び交付決定額
 - (1) 交付決定番号 第 年 月 日 号
 - (2) 交付決定年月日 令和 年 月 日
 - (3) 補助金の交付決定額 金 円
 3. 補助対象経費の実績額の総額及び事業完了年月日
 - (1) 補助対象経費の実績額の総額 金 円
 - (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日
 4. 補助事業の収支決算 (別紙による)
- (注) 報告書には、次の書面等を添付すること。
- (1) 支払領収証書 (写し)
 - (2) 検証内容、データを記載したPCKKが別に定める実施状況報告 (総括表)
 - (3) その他PCKKが指示する書面等

【本補助事業実績報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

【通知書等送付先宛名】

住所 (申請者と異なる場合のみ記入)
〒

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交付決定額	
	補助対象経費	補助金の額
設備費（内訳） 事業場 1 事業場 2		
合 計		

(単位：円)

決算額	決算額				備考
	支出				
	補助対象経費の 実績額	補助対象 経費	補助率	補助金の額	
設備費（内訳） 事業場 1 事業場 2					
合 計					

(様式第10)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業承継承認申請書

下記5をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 旧補助事業者名
3. 新補助事業者名
4. 補助事業の地位の承継理由
5. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号	第	号
交付決定年月日	令和 年 月	日
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額

金	円
---	---

【本補助事業承継承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第 1 1)

令和 第 年 月 日

殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助事業交付金額確定通知書

令和 年 月 日付第 号をもって実績報告のありました経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金については、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付規程第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を決定したので通知します。

記

1. 補助金の額の決定の対象となる事業の交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

2. 補助事業の額の確定は、次のとおりとします。

補助金の確定額 金 円

3. 補助事業者は、補助金の確定額を交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき様式第 1 2 の精算払請求金額に本通知書による補助金の確定額等を記載し、P C K K 補助金担当部署へ速やかに請求しなければならない。

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ P C K K の貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第12)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助金精算払請求書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の精算払を受けたいので、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金の額の確定番号及び確定年月日

額の確定番号 第 号
確定年月日 令和 年 月 日

3. 精算払請求金額 (算用数字を使用すること。)

金 円

4. 振込先

(フリガナ) 預金の名義			
金融機関名		支店名	
銀行コード		支店コード	
預金の種別		口座番号	

(注)金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義(フリガナ)は間違いのないよう記入すること

【本精算払請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考)用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第13)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助金返還報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第17条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助の額の確定通知番号及び確定年月日

額の確定番号 第 号
確定年月日 令和 年 月 日

3. 既に交付を受けている補助金の額

金 円

4. 返還を請求された金額及び年月日

返還請求された金額 金 円
請求年月日 令和 年 月 日

5. 返還した金額及び年月日

(1) 返還金 円
(2) 加算金 円
(3) 返還年月日 令和 年 月 日

【本返還請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第 1 4)

取得財産等管理台帳
(令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
				円	円				

(注)

- (1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 1 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- (2) 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
- (3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ P C K K の貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第15)

取得財産等管理明細表
(令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
				円	円				

(注)

- (1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- (2) 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
- (3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(使用過程車の省エネ性能維持推進事業)は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。

(様式第16)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 取締役本社長 殿

補助事業者 住所
法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等)

代表者名

印

令和 年度貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 補助事業財産処分承認申請書

下記3をもって交付決定のあった経済産業省からの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付規程第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 対象となる事業場の名称 ()
3. 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

4. 処分しようとする財産及び理由

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法 (注1)	処分の理由	備考 (処分の時期等)

5. 相手方 (住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

6. 処分の条件 (注2)

(注)

- (1) 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。
- (2) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。

【本補助事業財産処分承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (FAX) (E-mail)

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (使用過程車の省エネ性能維持推進事業) は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金 (トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。